576

毎月2回1日、15日発行 1996年4月23日 第三種郵便物認可

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200



故・津留佐和子さんを偲ぶスナップ。津留さん(左端)はピースデポ設立時の理事の一人。8ページの連載 エッセイ参照。(1999年5月12日。オランダ・ハーグの国際会議場。撮影:梅林宏道)

主筆■梅林宏道 編集長■湯浅一郎

発行■NPO 法人ピースデポ 〒 223-0062 横浜市港北区 日吉本町 1-30-27-4 1F

Tel 045-563-5101
Fax 045-563-9907
e-mail: office@peacedepot.org
http://www.peacedepot.org
https://www.facebook.com/
peacedepot.org/

郵便振替口座■

00250-1-41182 特定非営利活動法人 ピースデポ **銀行口座■**

横浜銀行 日吉支店 普通 1561710 特定非営利活動法人 ピースデポ

INF全廃条約が失効:

米INFのアジア配備は緊張を高める

8月2日、米国とソ連が1987年に合意した中距離核戦力(INF)全廃条約が失効した。米国はINFの開発・配備を進めると宣言し、ロシアや中国が強く反発している。米国は中国のミサイル能力を念頭にアジアでのINF配備を進めるとみられており、日本も配備先の候補となり得る。今後、欧州のみならずアジアをも舞台に、INFを巡る緊張が高まる恐れがある。トランプ政権による国際秩序の破壊が、国際的な核軍備・管理体制の今後を揺るがしている。

8月2日、米国とソ連が1987年に交わした中距離核戦力(INF)全廃条約が失効した。トランプ米大統領は昨年10月にINF全廃条約離脱の意思を表明していた¹。今年2月2日、米国はソ連から条約を引き継いだロシアに対して米国の条約離脱を正式に通告し(3ページの資料1)²、離脱に向けた手続きを開始した。米国の動きを受けてロシアも条

約義務の履行停止を宣言した。条約の規定に基づき、条約は半年後の8月2日に正式に失効した。

米国が条約離脱の理由としてあげるのは、ロシアによる条約違反である。米国はオバマ政権時代の2014年から、ロシアが条約に違反して地上発射型巡航ミサイル「SSC8」を開発していると批判し、対抗してあらゆる措置を検討するとしてき

内今 容号 の

INF全廃条約失効の危機<資料1>米国の離脱表明、<資料2>プーチン大統領声明、<表>INF全廃条約と米DODの定義の違い/DPRKミサイル発射に関する英独仏共同声明/ [連載] 全体を生きる(20) 津留佐和子さんと非核自治体 梅林宏道 た。今年2月の条約離脱通告のなかでも、米国はロシアの条約違反を批判している。一方、ロシア側は条約違反を否定し、米国がルーマニアやポーランドに配備したミサイル防衛システムが攻撃型の中距離巡航ミサイルの発射に転用可能だとして、米国の条約違反を非難してきた。

もう1つ、米国の離脱理由としてメディアがしばしば取り上げるのが、INF全廃条約非加盟国によるミサイル保有の拡大である。冷戦期と現在では国際情勢や軍事技術の状況が変化し、中国をはじめインド、パキスタン、北朝鮮などもINF全廃条約が規定するミサイルを保有するようになった。特に中国がINFの開発・配備を進め、グアムの米軍基地をも射程に収めていることを、米国は東アジア周辺に展開する米軍や同盟国にとっての脅威であるとして警戒を強めている。トランプ大統領はINF全廃条約に代わり、中国も参加させた新たな軍備管理条約を成立させたいとしているが、中国はそれを拒否している。

INF全廃条約が規定するミサイル

INF全廃条約は、冷戦期の欧州における戦域核戦争への危機感から誕生した。1970年代後半、ソ連が中距離弾道ミサイルSS20を東欧に配備したことで、欧州では緊張が高まった。米国は対抗してパーシングIIなどの中距離弾道ミサイルを欧州に配備し、それをカードとしてソ連に軍縮交渉を提案した。欧州での反核運動の高まりのなかで、米ソは1986年のレイキャビク会談を経て、1987年にINF全廃条約を成立させた。

INF全廃条約は、厳密には核兵器ではなく、その 運搬手段となる地上発射型の中距離(射程1000~5500km)と比較短距離(射程500~1000km)の弾道ミサイルと巡航ミサイルを禁止している。つまり、通常弾頭を載せる目的であっても、すべての中距離ミサイルを禁止した。なお、ミサイルの飛距離による分類はINF全廃条約と米国防総省の定義で異なる部分があり、しばしば文献によって混乱が見られる。それぞれの定義について表(4ページ)にまとめた。INF全廃条約における比較短距離(shorter range)は「準中距離」とメディアで訳される場合が多いが、米国防総省は射程600~1500カイリ(1100~2700km)のミサイルを準中距離(medium range)と定義するため、混同に注意が必要である。

INF全廃条約は、ミサイルだけでなく、移動式・固定式の発射装置など、規定するミサイルを発射するための関連装置も禁止している。ただし、規制対象のミサイルは地上発射型に限られ、航空機搭載や海上配備のミサイルは規制されない。

こうした限界を抱えながらも、INF全廃条約は 軍備削減のために米ソが合意した初めての条約 であり、国際的な核軍備管理・軍縮体制のモデル としての意義があった。条約が定める期間である 1991年までには、米ソ合わせて2700基近くのミサイルが廃棄された。条約は米ソが互いの軍の装備を査察することも認めており、相互の信頼醸成にも寄与した。その意味でINF全廃条約の失効は、国際的な軍縮体制の弱体化や、米ロ関係の悪化を象徴する出来事である。

INFのアジア配備に中露は反発

INF全廃条約は成立の背景からしても欧州を中心に議論されてきた課題であるが、条約失効の影響は日本も含むアジア地域に及んでいる。8月3日、エスパー米国防長官はアジア歴訪を前に、地上配備型中距離ミサイルのアジア配備に前向きな考えを表明した⁴。先述の通り、米国はINF全廃条約に加盟しない中国のミサイルに対抗する必要を感じているとされる。一方、米国は既にミサイルを搭載したイージス駆逐艦や原子力潜水艦、空母艦載機を東アジア地域に配備しており、新たに地上配備ミサイルを配備する必要性は薄いとの指摘もある。

アジアへのミサイル配備については、その配備 先も問題となる。配備先の候補としてまず挙げら れるのは米領のグアムである。だが地上配備型ミ サイルが有効性を発揮するには、トレーラー式の 移動発射台が敵の先制攻撃を避けて走り回れる 広い土地が必要であり、グアムでは面積が小さす ぎる。

次に、日本や韓国、豪州、フィリピンなどの同盟 国が配備先の候補になり得る。だが新たなミサイ ル配備の受け入れは、それが核兵器か通常兵器か を問わず、中国やロシアを刺激することになるた め、どの国にとっても難しい。8月5日、中国とロシ アはそれぞれ、米国がアジアに中距離ミサイルを 配備すれば対抗措置を取ると表明した(ロシアの 声明:4ページ資料2)5。すでに豪州、韓国、フィリ ピンはそれぞれ、米国のミサイル配備は受け入れ ないとする意向を表明している6。一方で日本は、 「条約が終了せざるを得ない状況は望ましくな い」が、米国が離脱に至った「問題意識は理解」す るとし、明確な立場の表明を避けている7。日本へ の攻撃型ミサイルの配備に対しては、それが核弾 頭搭載型でなくとも、世論の強い反対が予想され る。

中露の反発にも関わらず、米国は8月18日、INF全廃条約からの離脱後初めて、条約が禁ずる地上発射型の中距離巡航ミサイルの発射実験を実施した。米国は年内をめどに、地上発射型の新型中距離弾道ミサイルの実験も行いたい意向を示している。

これを受けて中露は8月23日、国連安保理の緊急会合を要請し、米国のミサイル発射実験を非難した。また同日、プーチン大統領はモスクワで安

全保障会議を開催し、米国がアジアに中距離ミサイルを配備すれば、ロシアも対抗してミサイル配備を行う考えを示唆した⁸。18日の実験で米国が使用した発射装置は「MK41」であるが、これはルーマニアやポーランドに配備され、日本も導入を決めたイージス・アショアと同じものである。この点からも、日本はミサイル配備についての米露の対立と無縁ではいられない。

国際的軍備管理体制への挑戦

トランプ政権は環太平洋パートナーシップ協定、気候変動に関するパリ協定、イラン核合意から相次いで脱退するなど、これまでの国際的合意や条約に敵意を向け続けている。INF全廃条約からの脱退もこうした姿勢を引き継ぐものであり、国際秩序を破壊し、多国間の信頼醸成を妨げる動きだ。

INF全廃条約が失効した現在、米口の核兵器の数を規制する枠組みは、オバマ政権下の2011年に発効した新戦略兵器削減条約(新START)のみとなった。新STARTは2021年が期限であり、延長について米口が合意できるかどうかが問われている。INF全廃条約失効による軍拡競争で米口の対立が深まれば、新STARTの延長交渉にも悪影響が及ぶことは避けられない。実際、プーチン露大統領は8月5日の声明の中で、今回の米国の行動は新STARTやNPTの交渉にも影響すると警告している。これ以上、国際的な軍備管理の枠組みを破壊することがあってはならない。

ロシアは米国がINF配備を進めれば対抗措置をとるとしつつ、実際に米国のミサイルが配備されるまでは条約の義務を遵守してミサイル配備を行わないとし、米国に対話の再開を呼び掛けている。米国が主張するようにロシアが条約に違反している可能性があるとしても、国際社会は米国に条約への復帰を呼びかけ、条約の枠内で問題解決を図るべきだ。(森山拓也)

注

- 1本誌556号(18年11月15日)に関連記事。
- 2 本誌562-3号(19年3月1日)に関連記事。
- 3 ワシントンポスト、19年10月23日 https://www.washingtonpost.com/ world/2018/10/23/how-china-plays-intotrumps-decision-pull-out-inf-treaty-withrussia/?noredirect=on
- 4 ロイター通信、19年8月5日 https://jp.reuters.com/ article/usa-asia-inf-idJPKCN1UV01K
- 5 中国の反応については、華春瑩外務省報道官の発言を参照(中国外務省HP、19年8月5日)https://www.fmprc.gov.cn/mfa_eng/xwfw_665399/s2510_665401/2511_665403/t1686226.shtml
- 6 Stratfor、19 年8 月21 日 https://stratforshare.page. link/43gT、「21世紀の日本と国際社会」、19年8月8 日 http://www.ne.jp/asahi/nd4m-asi/ jiwen/thoughts/2019/1147.html
- 7 大菅外務報道官会見記録(外務省HP、18年12月5日)https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/kaiken/kaiken4_000783.html
- 8 クレムリンHP、19年8月23日 http://en.kremlin.ru/events/president/news/61359

<資料1> 米国のINF離脱表明

マイク・ポンペオ米国国務長官 ワシントンDC、2019年2月2日

2018年12月4日、米国は、中距離核戦力全廃(INF)条約においてロシアに重大な違反があることを発表した。これは、北大西洋条約機構(NATO)全加盟国が共有する評価である。また、米国は、ロシアが60日以内に完全で検証可能な規則遵守に戻らない限り、ロシアの重大な違反の結果として(INF)条約に基づく義務を停止するという通知を提出した。

ロシアは過去60 日間、規則遵守に 戻るために必要な措置を講じていない。500km~5500km の射程を有する 地上発射型中距離巡航ミサイルシス テムを製造、所有、または発射実験を しないという義務に重大な違反があ るままである。米国はINF 条約を維持 するために途方もなく長い時間を費 やし、最高レベルの政府を含め、ロシアの違反について話し合うために、ほぼ6年で30回以上ロシア当局者と協議した。私たちの努力にもかかわらず、ロシアは、同国の不遵守のミサイルシステム(SSC-8または9M729)が条約に違反していることを否定し続けている。慣習的な国際法に従い、米国は、ロシアの重大な違反を受けて、本日付けでINF条約に基づく義務を停止した。

さらに、今日、米国は、ロシアおよび他の条約締約国に対し、米国が条約第15条に従って6か月以内にINF条約から撤退することを正式に通知した。米国は、ロシアの継続的な不遵守に起因する、条約の内容に関連した異常な出来事が米国の最高の利益を危険にさらしており、ロシアが公然とそれを侵害している間、米国はもはや条約によって制限されることはできないと結論付けた。ロシアがこの6か月間に9M729ミサイル、発射装置、および関連装置をすべて撤廃することにより、

条約の完全かつ検証可能な遵守に戻 らない場合、条約は終了する。

米国は条約の義務を真剣に受け止 めており、他の国が義務を無視した 場合に傍観することはない。条約義 務の違反は結果をもたらさなければ ならない。米国は、米国同盟国、および パートナーの安全を促進する効果的 な軍備管理(検証可能で強制力があ る)を引き続き努力する。また、ここに は責任を持って義務を遵守するパー トナーも含まれる。米国は、これらの 基準を満たす軍備管理交渉でロシア と関わる準備ができている。残念なが ら、ロシアの進行中の重大な違反によ り、INF 条約はもはや有効ではない。 今日の行動は、米国の国家安全保障と 利益、および同盟国とパートナーの利 益を守ることである。(原文英語。訳: ピースデポ)

出典:

https://www.state.gov/u-s-intent-to-withdraw-from-the-inf-treaty-february-2-2019/

< 資料2>

INF全廃条約についてのプーチン 大統領の声明

中距離、及び短距離ミサイルを廃棄する条約 (INF 全廃条約)からの米国の一方的な脱退に関するロシア大統領の声明 2019 年8 月5 日

2019年2月1日、アメリカ合衆国は、中距離、及び短距離ミサイルを廃棄する条約 (INF 全廃条約)からの脱退の手続きを開始した。同条約の中の脱退に関する条項に規定されている6か月間がすでに経過した。同条約の締約国のどちらか一方が離脱した場合、同条約は自動的に失効する。そのため、2019年8月2日をもって、同条約は失効した。米国は、同条約をアーカイブに送り、それを過去のものとした。

残念ながら、こじつけの口実による、米国のINF全廃条約からの一方的な脱退及び、軍備管理の基礎をなす最後の条約の中の1つが失効したことが、国際情勢に非常に困難な状況を引き起こし、全ての人びとに深刻なリスクをもたらすということをロシアは述べる。同条約に関し起きたことの全ての責任は米国にあるということを強調したい。米国は、国際的な安全保障問題について意義ある議論を行わず、単に核兵器の使用を含む、大規模な武力紛争の可能性を低減するため

の長年にわたる努力を損なうことを 選んだ。

ロシアは現状を無視することはできず、また米国やその同盟国による平和を愛するといううわべだけの宣言に満足することもできない。

こうした文脈において、現状を考慮し、国防省、外務省、対外情報局に対し、米国による中距離ミサイルおよび比較短距離ミサイルの開発、生産、配備に関する今後の動きを徹底的に監視するよう指示する。

もし、米国がこうしたシステムの開 発を完成し生産を開始したという信 頼できる情報を得た場合、ロシアは同 様のミサイルの開発に総力を挙げて 取り組まざるを得ない。もちろん、そ れには時間がかかる。ロシア軍がこう した兵器を配備するまでの間、ロシア はすでに所有している手段により、米 国がINF 全廃条約から脱退したことに 関連する脅威を確実に相殺するだろ う。すなわちX-101 及びキンジャール 空中発射型ミサイル、カリブル海上発 射型ミサイル、ツィルコン級の極超音 速ミサイルシステムを含む未来の兵 器システムなどである。同時に、ロシ アは (同条約の)義務を引き続き単独 で遵守し、対応を迫られた場合のみ行 動を起こす。これは、地上発射型中距 離、及び比較短距離ミサイルの開発、 製造および配備にも適用される。ロシ

アは、米国製の中距離、及び比較短距離ミサイルが配備されるまでは、いかなる地域にもこれらを配備しない。

最近の進展に関わらず、ロシアは、常識が勝利し、米国および同盟諸国が自国民および国際社会全体に対して責任感を持つことをまだ望んでいる。ロシアは、INF全廃条約の解体を引き起こした米国の行動は、必ず新戦略兵器削減条約(START)および核兵器不拡散条約(NPT)を含む、世界の安全保障体制の基礎の価値を減じ破壊することになると確信している。

このシナリオは、制限のない軍拡競争の新たな引き金となり得る。規則、制限あるいは法の存在しない無秩序を回避するために、我われはもう一度あらゆる危険な結末ついてよく考え、曖昧さを排した真剣で意義のある対話を始める必要がある。

ロシアは、戦略的安定及び安全保障 を確実にするための意味ある対話を 遅滞なく再開させる必要があると考 えている。ロシアにはそうする用意が ある。

ウラジーミル・プーチン

(原文英語。訳:ピースデポ)

出典:クレムリンHP http://en.kremlin.ru/events/ president/news/61271

<表> INF 全廃条約と米国防総省によるミサイル射程の定義

米国防総省の定義する弾道ミサイル「			INF 全廃条約の定義するミサイル	
短距離(short range)	射程²	300~600 カイリ (500~1100km)	比較短距離(shorter range) ³ 射程 500~1000km	
準中距離(medium range)	射程	600~1500 カイリ (1100~2700km)		
中距離(intermediate range)	射程	1500~3000 カイリ	中距離(intermediate range) 射程 1000~5500km	
		(2700~5500km)		

注

- 1 米国防総省の定義する弾道ミサイルには他に、「近接距離 (close rage) 弾道ミサイル (射程0 \sim 300 カイリ=0 \sim 500km)、大陸間 (intercontinental) 弾道ミサイル (射程3000 カイリ以上=5500km 以上) がある。
- 2 米国防総省はミサイルの射程をカイリで、INF 全廃条約ではkmで定義している。本表におけるカイリからkmへの換算では100km以下は切り捨てた。
- 3 「準中距離」と訳す文献が多いが、米国防総省の定義する準中距離とは異なるため、注意が必要。

米国防総省の定義の出典:「軍事用語辞典」 https://www.jcs.mil/Portals/36/Documents/Doctrine/pubs/dictionary. pdf?ver=20

英独仏は

誤った朝鮮半島の情勢認識を見直せ 国連安保理は米朝合意履行促進の協議を

*本稿は、非核化合意履行・監視報告No.14号 (2019年8月28日)を一部、アップデートしたものである。

6月30日、板門店における米朝首脳会談において、米朝は7月中旬の実務者協議に合意したが、米側から「新しい計算法」に基づく提案が出てこないため、未だに実現していない。

この2か月間は、米韓合同軍事演習の実施を巡り、米朝、南北の対立が表面化した。朝鮮民主主義人民共和国(以下、北朝鮮)は、米韓合同演習は、北朝鮮を敵視するものであり、米朝シンガポール合意や南北板門店宣言に反するとして、演習の中止を強く求め続けた。米韓は、演習に「同盟19-2」のように呼称を付けるのを止め、前半を「危機管理参謀訓練」(8月5日~8日)、後半を「米韓合同指揮所訓練」(8月11日~20日)と名称を変更するなどしたものの「、予定通りの軍事演習を実施した。これに対し、北朝鮮は、米韓合同演習を前後して、7月25日以来現在まで、7回(7月25日、31日、8月2日、6日、10日、16日、そして24日)の短距離弾道ミサイルなどの発射実験を繰り返した。

英独仏、北朝鮮のミサイル発射を非難 する共同声明

この北朝鮮の一連の短距離ミサイル発射に対して英独仏は二度にわたり安保理の開催を要求し、8月1日、及び27日に非公開会議が開かれた。2回とも3か国は、会議終了後、記者会見を行い²、北朝鮮の短距離弾道ミサイル発射を非難する短い共同声明を発した³。2度の声明は、ほぼ同じ内容で、2回目のものを資料1(6ページ)とした。声明は、過去1か月間の北朝鮮による弾道ミサイル発射は、「国連安保理決議に違反するものとして繰り返し非難すると述べ、「北朝鮮の核および弾道ミサイル計画が解体されるまで、国際的制裁はそのまま維持され、完全かつ厳格に執行されなければならない」と、制裁執行の継続を強く主張した。

これに対し、北朝鮮は、「朝鮮中央通信」を通じて、2回とも即座に談話を発表し英独仏の動きを強く批判した⁴。8月1日の声明に対しては外務省報道官、27日の声明に対しては朝鮮欧州協会顧問の談話となっている(6ページの資料2)。8月1日

の声明では、英独仏は、「韓国での戦争演習と先端 攻撃兵器の韓国への輸送」を問題にしないまま、 「飛翔体の射程ではなく、弾道ミサイル技術に基 づく発射自体を問題」にしようとしており、これ は、主権国家の自衛権を完全に放棄するよう迫る に等しい行為であると反発している。ここでの 「先端攻撃兵器の韓国への輸送」というのは、韓国 が米国から購入したステルス戦闘機F35Aが韓国 空軍基地に最近到着したことを指している。無人 偵察機グローバルホークも到着する予定である。 そして3か国の無分別な言動は、朝鮮半島情勢の 緊張を抑制するのでなく、むしろ悪化させること になると警告した。さらに8月28日の談話は、「英 独仏は、固く偏見に満ちた考え方を止め、朝鮮半 島の緊張緩和と平和の確保に役立つべきである」 と主張した。

8月1日、及び27日の安保理会議では、ともに安保理としての声明などは出されなかった。会議での議論の詳細は伝えられていないが、これは当然の結果であろう。安保理で発言力のある米国が、米朝間のシンガポール合意の枠組みを重視し、短距離弾道ミサイル発射を安保理決議違反として問題にする意思がなかったからである。トランプ大統領はツイートで、「ミサイル発射は国連では問題かもしれないが、シンガポールの約束に違反していない」と主張し、仮に弾道ミサイルであったとしても短距離であれば問題にしないことを表明している。

制裁を自己目的化

この2回の安保理会議で表面化したもっとも深刻な問題は、英独仏の情勢認識の古さと偏りである。これらヨーロッパ3か国は、米国とは少し離れた位置から朝鮮半島の平和・非核化プロセスに関して、将来的には国際的な調停的役割を果たし得る国々であり、それだけに問題はより深刻である。

8月1日、及び27日の共同声明を読む限り、英独 仏3か国は朝鮮半島の非核化が具体的に前進す るのは米朝間の協議によってであるという認識 はもっているようである。しかし、7月中旬とされ た実務者協議がなぜいまだに実現していないの か、今後の米朝協議の前進のためには現情勢下で 何が求められるのか、といった核心の問題について、共同声明には3か国の認識がまったく述べられていない。のみならず、3か国は「北朝鮮は、完全かつ検証可能で不可逆的な非核化(CVID)に向けて具体的な行動を取らねばならない」、「…北朝鮮の真剣な努力が朝鮮半島の安全と安定を保証する最善の道である」と述べるなど、北朝鮮への上から目線からの要求のみを掲げた、初歩的な主張を繰り返している。これは、現段階で安保理が果たすべき役割ではない。

国連安保理は、2006年10月14日の決議1718以来、2017年まで10回にわたり北朝鮮に対し、「核実験」と「弾道ミサイル技術を用いたすべての発射」を禁止し、核兵器及びすべての大量破壊兵器(WMD)とそれらの計画、および弾道ミサイル計画を廃絶することを要求する安保理決議を採択してきた。しかし、安保理の経済制裁決議による11年以上にわたる状況改善の努力は効を奏することができなかった。この状況を打破したのは、2018年からの米朝首脳会談の実現であり、米朝シンガポール共同声明という成果物である。この共同声明の合意の履行によって、安保理決議が制裁によって達しようとした目標についても実現に向けて重要な一歩前進をはかる条件が生まれたのである。

3か国を含めた安保理の関係国は、今こそ、米朝シンガポール合意の順調な履行を支援するために安保理がどのような役割を果たし得るかを議

論すべきである。状況にそぐわない「弾道ミサイル技術を用いたすべての発射」云々という安保理決議を根拠にした北朝鮮への制裁を自己目的化した議論は、非核化への情勢改善に貢献しない。

そもそも北朝鮮に対する一連の安保理決議は、「弾道ミサイル技術を用いたあらゆる発射を禁じる」という、例のないミサイル制限を加えたために、かえって身動きできなくなっていることにも、安保理は冷静な目を注ぐ必要がある。(湯浅一郎、梅林宏道)

注

- 1 「韓米きょうから合同指揮所演習 北の武力示威 にも警戒」(『聯合ニュース』、2019年8月11日)。
- https://jp.yna.co.kr/view/AJP20190811000600882?s ection=news
- 2 「ロイター通信」2019年8月2日。https://www.reuters.com/article/northkorea-missiles-un/at-u-n-britain-france-germany-urge-n-korea-to-hold-meaningful-talks-with-u-s-idUSL2N24X16Z

「朝日新聞」2019年8月28日。

3 「北朝鮮に関する国連安保理協議後の英独仏の共 同声明」。19年8月1日の声明は、以下。

https://new-york-un.diplo.de/un-en/newscorner/190801-unsc-north-korea/2236818

- 4 「北朝鮮外務省報道官、国連安保理の非公開会議を 糾弾」(『朝鮮中央通信』英語版、2019年8月2日)。 「朝鮮欧州協会顧問、英独仏は硬直した偏見に満ち た考えを正すべき
- (『朝鮮中央通信』英語版、2019年8月29日)。 ともに http://www.kcna.co.jp/index-e.htmから日付で検 索。
- 5 トランプ大統領ツイッター(2019年8月2日)。 https://twitter.com/realdonaldtrump

<資料1>北朝鮮に関する英独仏共同声明 2019年8月27日

英国、フランス、ドイツは、ここ数週間の北朝鮮による弾道ミサイルの連続的な発射に対して大きな懸念を抱いていたため、その他の事項として、簡潔な状況説明を要請した。我々は、木曜日に予定していた定例協議よりも早期の議論を歓迎する。我々は、国連安保理決議違反である度重なる挑発的なミサイル発射に対する非

難を繰り返している。

北朝鮮は完全で、検証可能かつ不可逆 的な非核化への具体的な措置を講じなければならない。我々は、トランプ大統領と 金正恩が6月30日に合意したように、北 朝鮮が米国と有意義な交渉に従事することを強く要請する。

外交的に再び関与し、非核化を前進させる北朝鮮の真剣な努力は、朝鮮半島とその地域の安全と安定、また北朝鮮の人々のより明るい未来を保証する最善の道である。北朝鮮の体制は国民の悲惨な

現況に責任を負っている。

北朝鮮の核および弾道ミサイル計画が 解体されるまで、国際的制裁はそのまま 維持され、完全かつ厳格に執行されなけ ればならない。安保理がそれに関する決 議を取りまとめるため結束することは 極めて肝要である。(原文英語。訳:ピー スデポ)

出典: https://new-york-un.diplo.de/un-en/news-corner/190827-e3-dprk/2241674

<資料2>朝鮮欧州協会顧問による 報道声明(抜粋訳) 2019年8月29日

朝鮮欧州協会の金先敬顧問が29日、以下の声明を発表した。

最近、英国、フランス、ドイツが我々の通例の軍事訓練と自衛的措置を「挑発」や、国連安保理「決議違反」などと非難し、この問題を国連安保理に持ちこみ、27日に3か国「共同声明」を発表した。

英国、フランス、ドイツは、我々の兵器 近代化のための自衛的措置に対してい つも干渉してくる。これは、誰にも納得 の行かない奇妙な行動である。 これらの国がDPRKを非難するものさしとして利用している国連安保理の対北朝鮮「決議」は、国連憲章や他の普遍的に認められた国際法をひどく侵害し、主権国家の自衛権と生存権さえ踏みにじろうとする違法で非人道的な文書にすぎず、したがって、我々は未だかつてそれを容認したことはない。(中略)

これらの国は、韓国での軍事演習や最新殺傷兵器の導入から故意に顔を背けながら、我々の通常兵器開発措置に対して不条理な喧嘩を吹っかけることに突進している。彼らは、そのような無分別で不合理な行為が、自分らが願っている

対話の時点を遅らせているだけであるという現実に目覚める必要がある。

我々は、欧州諸国との関係を良好に発展させるという立場であるが、それはいかなる状況下に置かれても自主権の相互尊重に基づくものでなければならない。

英国、フランス、ドイツは、固く偏見に満ちた考え方を止め、朝鮮半島の緊張緩和と平和の確保に役立つべきである。 (後略)。(訳:ピースデポ)

出典: 朝鮮中央通信(英語版)。http://www.kcna.co.jp/index-e.htmから、英文記事を日付で検索できる。

第20回 津留佐和子さんと非核自治体

8月21日、津留佐和子さんが亡くなられたという電子メールが、ピースデポの事務所に流れた。数日前、89歳の誕生日の直前に88歳で亡くなられたとの訃報であった。

すぐに津留さんが日吉の坂道を歩く姿が 目に浮かんだ。東横線日吉駅からピースデポ 事務所にくる道のりは短いが坂道がある。10 数年前までの事務所は山の上にあって急な 坂道を登らなければならなかった。今の事務 所に移ってからも緩やかにはなったがやは り坂道があった。津留さんはこの8月2日の 定例の発送作業の日にも、千葉県の浦安市か ら電車を乗り継いできて、一人でこの坂道を 登ってこられた。頭が下がる思いである。

津留さんには設立時から数期にわたって、 ピースデポの理事を務めて頂いた。ピースデ ポを設立する頃に私がかかわっていた運動 の一つに非核自治体運動の流れがあり、無党 派の市議として草の根運動の中心にいた浦 安市議の津留佐和子さんと新宿区議の川村 一之さんに発足時の理事に加わって頂いた。 理事の津留さんは足しげくピースデポ事務 所に通って下さった。2001年の「会報」に、ス タッフであった川崎哲 くんが「(ピースデ ポ)スタッフ3人とは給料をもらっているス タッフのことで、アンペイド・プレジデント の梅林さんは毎日事務所にいますし、また理 事の津留さんもほとんど毎日無給で来てい ただいています。発送ボランティアの皆さん も多数。」と綴っている。改めて津留さんの献 身に深い感謝の念が湧いてくる。

敗戦の年、津留さんは多感な14歳の少女であった。そのことが私の記憶にあるのには理由がある。広島の被爆者で詩人の橋爪文さんの著書「少女・14歳の原爆体験記」を、ピースデポは「ピースデポの本」第1号として、2001年に高文研から出版した。そのとき、津留さんは「同い年なので特別の想いで橋爪さんの著作と人生に関心をもった」と述べていた。このようにして津留さんの敗戦の年齢が私の記憶に残ることになった。

14歳の少女・津留さんは敗戦を満州で迎えた。その体験が平和への原点であると、津留さんはしばしば口にしておられた。1999年2

月、ピースデポ「会報」に、津留さんは次のように書いた。

「1946年までの13年間、『旧満州』で暮らした私は、敗戦を境に全てが逆転し、国が消滅する姿を目の当たりにいました。そのときの経験から国とは、ある人たち(為政者)が作ったり潰したり出来るものだということを知りました。

普通の主婦であった私が市政に参加したのは、これからの時代を生きる人たちに、当時の大人たちが戦争という事態を招いた歴史を二度と繰り返してはならないという思いからでした。」

津留さんと行動をともに始めたのは、ピースデポの準備委員会時代のかなり早い時期であった。記憶が定かではないが、おそらく1994年の中頃だったのではないだろうか。

1995年は被爆50周年であり、国際的には NPT再検討・延長会議が開催される、冷戦後初めて訪れる反核のビッグ・イアであった。米軍基地の多い神奈川では、非核自治体運動と反基地運動がつながって「95年を核のない世界への転換点に!運動」を始めていた。

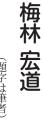
全国的には、非核自治体運動は当時すでに 長い歴史をもっていた。法政大学の西田勝さ んたちが10年以上、草の根の活動として非核 都市宣言を推進する運動を全国的に展開し ていた。津留さんや川村さんはその草の根・ 非核ネットワークの一員であった。1994年、 私は西田さんたちといっしょに「今こそ非 核法を!運動」を全国運動として始めること になった。東京中野に西田勝・平和研究室が あったが、そこに事務局がおかれ、津留さん も私も世話人の一人として、しばしば会議を ともにするようになった。

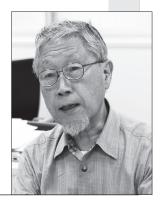
非核法運動は自治体議会の意見書や決議をあげながら、立法府の国会議員を組織する運動であった。津留さんが属する浦安市議会が、雛形となるような意見書第1号を採択したことが記憶に残っている。1995年になって世界的に核兵器禁止条約を求める自治体決議が挙げられるようになったが、日本における決議第1号も浦安市議会であった。

うめばやし ひろみち

1937年、兵庫県洲本市生まれ。ピースデポ特別顧問、本誌主筆。長崎大学核兵器廃絶研究センター(RECNA)初代センター長(2012~15年)。

全体を生きる





日誌

201921~95

作成:有銘佑理、永井剛志

- ●8月21日 フランス、8月10日のDPRKのミサイル実験は国連安保理決議違反と非難。
- ●8月22日 DPRK外務省報道官、KCNAを通して米国の巡航ミサイル発射実験を非難。
- ●8月22日 19年「防衛白書」の原案、DPRK が「核の小型化・弾頭化すでに実現」と記載。
- ●8月23日 中露が米国ミサイル開発をめぐり国連安保理で緊急会合を要請。(**本号参照**)
- ●8月23日 ロシア初の水上浮揚型原子力発電所が運用に向けてシベリア北東部へ出航。
- ●8月23日 ロシア、米国がアジアでミサイル配備を始めた場合、対抗する姿勢を表明。 (本号参照)
- ●8月24日 DPRK、2発のミサイルを日本海 に向けて発射。
- ●8月24日 ロシア、北極圏海域での弾道ミ サイル発射実験に成功したと発表。
- ●8月25日 日本、G7でDPRKのミサイル発射を国連決議違反だと非難。
- ●8月25日 米国トランプ大統領、G7でDPR Kのミサイル発射を米朝首脳会談の合意違反 ではないと発表。
- ●8月26日 東京電力、新潟県柏崎市に対し 柏崎刈羽原発1~5号機のうち、1機以上の廃 炉を検討していることを伝達。
- ●8月26日 ロシア気象庁、実験場爆発事故をうけて、放射性ガス雲が近隣都市上空を通過したと発表。
- ●8月27日 経済産業省、韓国に対し原発処理水の扱いについて「結論でない」と回答。
- ●8月27日 岩屋防衛相は24日のDPRKによるミサイル2発が新型と推測されると発表。
- ●8月27日 米国、弾道弾迎撃ミサイル33億 ドル(約3500億円)相当を日本へ売却承認。
- ●8月28日 米戦略国際問題研究所、北朝鮮 が潜水艦発射弾道ミサイルの発射準備を進 めている可能性を報じる。
- ●8月29日 米国防総省、宇宙軍を発足。
- ●8月30日 米国が高高度ミサイル防衛システム(THADD)で準中距離弾道ミサイル(MRBM)の迎撃テストを実施。
- ●9月2日 DPRKの朝鮮労働党機関紙、労働新聞が韓国政府のGSOMIA破棄決定を称賛。
- ●9月3日 岩屋防衛相、DPRKのミサイル実験に対し、「安全保障に影響がないように最善を尽くしたい」と発言。

ピースデポ20年のあゆみ

一ピースデポの取り組みがこの1冊に!

年ごとの年表とハイライト/要約年表/主な取組み/受賞/出版物リスト 歴代役員/協力者など

発行:ピースデポ 価格:300円+送料82円 購入ご希望の方はピースデポにご連絡ください。

A4 版カラー ·40 ページ

- ●9月3日 岩屋防衛相、記者会見で5月以降のDPRKの発射した飛翔体の内、2種類を新型短距離弾道ミサイルと指摘。
- ●9月3日 中国政府、「核安全白書」で稼働原発が47基、建設中は11基と発表。
- ●9月4日 新電力が政府の原発賠償金を補 填する託送料金上乗せに対し違法とし提訴。
- ●9月4日 DPRK、日本政府による福島第1原 発汚染水の海への放流計画を批判。
- ●9月4日 原子力規制委員会、定例会合で福島第1原発の事故調査再開先送り決定。
- ●9月5日 韓国、日本の福島第1原発の汚染 水処理問題について、IAEAに国際協力求める 書簡送付。
- ●9月5日 陸自、インドネシアで始まるASE AN諸国のPKO訓練に参加することを発表。
- ●9月5日 米国メディアのボイス・オブ・アメリカ(VOA)、DPRKが兵器をネットで販売していることを発表。

沖縄

- ●8月22日 辺野古米軍新基地建設反対を最後まで貫き、在任中に亡くなった翁長雄志前県知事を「しのぶ会」が豊見城市の沖縄空手会館で開催される。
- ●8月23日付 防衛省、10月にも宮古島保良 高山地区で弾薬庫施設着エへ。沖縄防衛局、 県赤土等流出防止条例に基づき県へ通知。
- ●8月23日 北谷町沖縄女性殺害事件。県警、 在沖米海兵隊オリベーロ容疑者を容疑者死 亡のまま書類送検。事実上の捜査終結宣言。
- ●8月23日 米軍キャンプ瑞慶覧・西普天間 住宅地区整理事業に113億円。国・県・宜野湾 市等による跡地利用協議会が計画報告。
- ●8月24日 政府、辺野古軟弱地盤改良工事 について有識者会議設置へ。9月上旬に東京 都内で初会合。
- ●8月26日 内閣府、20年度予算概算要求で沖縄振興費として3190億円を要求。県の要望である3500億円には届かず。
- ●8月26日 宮古島住民連絡会メンバーら、 県・沖縄防衛局へ宮古島市への陸自部隊配備

中止・駐屯地内の保管庫撤去など要請。

- ●8月26日 北谷町議会、米軍人による飲酒 事件頻発を受け綱紀粛正徹底などを求める 抗議決議・意見書を全会一致で可決。
- ●8月27日 米軍、うるま市津堅島訓練場水域で夜間パラシュート降下訓練実施。同水域での訓練は今年7度目・夜間訓練は2度目。
- ●8月27日 普天間飛行場所属CH53Eへリから沖縄本島東海上にプラスチック製の窓が落下。県・宜野湾市などへの連絡は29日。
- ●8月29日 嘉手納基地北側滑走路の運用再開。今年1月初旬から補修工事のため閉鎖。運用再開による騒音被害増加が懸念。
- ●8月30日 防衛省、20年度概算要求で南西 地域の陸自配備関連経費に237億円を計上。 石垣市での駐屯地建設は186億円で倍増。
- ●9月1日 沖縄署、在沖米海兵隊員を酒気帯 び運転容疑で現行犯逮捕。基準値の約3倍の アルコールを検出。
- ●9月2日 県内保守系首長ら、自民党沖縄振 興調査会に沖縄一括交付金の増額を要請。小 渕会長らと意見交換。
- ●9月3日 謝花副知事、米軍へリ窓落下事故を受け外務省・辻政務官へ抗議文手渡す。
- ●9月4日 国頭村安田・北部訓練場跡地に米海兵隊UH1Yへリが離着陸。発着地は16年12月に返還、やんばる国立公園にも含まれる。
- ●9月5日 在沖海兵隊、北部訓練場跡地での米軍へリ離発着は「許可された発着場と誤認」。緊急着陸ではなくミスと明かす。
- ●9月5日 玉城知事、県庁で岩屋防衛相と会談。普天間飛行場の辺野古移設断念・運用停止を求めるも、国は推進の姿勢崩さず。「特別なものではない」と説明。

今号の略語

DPRK=朝鮮民主主義人民共和国 GSOMIA=軍事情報包括保護協定 INF=中距離核戦力 NPT=核拡散防止条約

START=戦略兵器削減条約

核兵器廃絶のための新しい情報を得るオープンな場 アボリション・ジャパン・メーリングリストに参加を

join-abolition-japan.dLNY@ml.freeml.com にメールを送ってください。本文は不要です。



「北東アジア非核兵器 地帯へ: 朝鮮半島非核化 合意の公正な履行に関す る市民の監視活動」

非核化合意履行・監視プロジェクト

最新号「監視報告No.14」(8月28日)「英独仏が開催を呼びかけた国連安保理は、北朝鮮への制裁ではなくシンガポール米朝合意の履行促進を協議すべきであった」

ブログ: https://nonukes-northeast-asia-peacedepot.blogspot.com/メルマガ購読希望の方は、office@peacedepot.org まで

編集委員

梅林宏道<umebayashihm@nifty.com> 湯浅一郎<pd>pd-yuasa@jcom.home.ne.jp> 平井夏苗<hirai@peacedepot.org> 森山拓也<moriyama@peacedepot.org> 山中悦子<e_yamanaka@nifty.com>

次の人たちがこの号の発行に 参加・協力しました。

朝倉真知子、浅野美保、有銘佑理、 梅林宏道、清水春乃、田巻一彦、 永井剛志、原三枝子、平井夏苗、 森山拓也、山中悦子、湯浅一郎(50音順)